

「幼保連携並列型施設の置かれている現状と、移行計画案」

2014年8月8日

長年、私学としての理念や役割を貫き、地域的社会的評価を受けている幼稚園があります。併設された保育施設では、隣接する幼児教育施設の環境や教育を共有しつつ、保育の中に恵まれた教育環境の導入を進めることが出来ました。

現在、幼保双方の幼児は、その家庭に応じた選択肢により、「幼稚園+預り」もしくは「保育所」を選択する事ができ、家庭や子どものニーズに対し、広く対応しつつ、相互に適切な教育と保育の普及の実現という連携を行うことが出来ています。

都内においても、この種の形態による連携施設は見当たりません。新制度への移行、そして、理解や普及に際し、「各地域・各施設の実情に見合った…」という対応も組み入れて頂きたく思い、現状の報告とご提案をさせていただきます。



新制度移行に対し準備を進めている中において、ソフト面での懸念も多々見えてきています。両施設は互いの制度下において異なる特色を残してきた結果、各々の価値観を求める保護者に対し対応する事が出来ています。効果的な連携を行ってはいても、いきなり1本化するとすると、保護者負担の相違や思想の違い、子どもや家庭の状況に応じたカリキュラムの違い、制服や教材の設定なども、保護者や施設のあり方により異なる部分が存在し、まず来年度は保護者負担の平衡化、ついで施設の統合という段階的な移行措置をすべきことが適切であると考えています。



幼稚園

入園金あり、お弁当の日、制服・体操着あり、平日参観・保護者会など保護者参加型カリキュラム...  
そういう園を望んで在園。



入園金なし、完全給食、制服・体操着簡易、保護者参加行事少なく、土曜カリキュラムの活用  
そういう園を望んで在園。



保育園

そして、施設や教育共通部分は連携  
様々な保護者のニーズに対応出来つつ、双方の機能向上のための連携を実現

幼保連携を実践し、移行に際して懸念される現場での問題点

- 幼稚園在籍児においても、預り保育を継続している園児を主体に2号児が発生します。保育園児にも2号児がいます。しかし、派生の違い、在籍形態の違い、保護者負担の違いが、いまだ存在しています。新制度へ移行し、異なる制度により入園し在園している3~5歳児を一本化するにあたり、制服の問題、保護者の教育参加や保護者会活動の度合いを各々考慮している幼保が、2号児施設の統合をする前に1本化することは双方の保護者にとっての不満や負担となる場合があります。
- 幼保施設が別棟という現状での一本化は、同一の保護者負担の中で、片や新設の保育棟の3~5歳児クラス、片や旧園舎での3~5歳児クラスが出来てしまう事も問題となり、不公平感を生んでしまいます。
- 幼稚園在園の1号児、また、2号相当児は入園金納付済みですが、保育園在園の2号相当児は入園金未徴収の問題も。これは、新制度移行後、全ての園児に対し公平な負担となっていくよう、調整を行います。
- 保育所側でも制服の設定をしたところ、幼稚園をあきらめ保育所を選ばざるを得ない中で、制服の存在に価値を感じ入園希望をされる方もいます。しかしながら、幼稚園側とは異なり、多様な所得階層の方の負担にもならないように負担を抑える形態の違う制服設定でスタートしています。その部分の統一化も、順次行う必要があります。
- 「保育所入園者」に対しては、就労や介護などの要件にて、保護者負担軽減を考慮した上での教育的カリキュラムが存在し、保護者はそれを望み入園しています。「幼稚園入園+預り保育」を利用している保護者は、教育内容への参加や理解をもとに、既存のままの幼稚園教育カリキュラムを望み入園しています。
- 要綱配布開始が10/15ですが、1号児のみの募集とすべきでしょうか? また、幼稚園+継続的な預り保育を利用しようと考えていた園児は2号申請が必要となるため、申し込みは、従来の保育園同様、市より認定をされた後になるのでしょうか? 現状、独立した幼保施設があるので、2園体制の方が、保護者の混乱も少ないと思われます。等々。

## 一本化を目指す中で、現状、適切だと思われる移行形態について

- 現在、幼稚園入園をされた方は幼稚園のあり方を望み在園しています。保育園入園をした方は保育園のあり方を望み  
在園しています。二つの制度下にて双方の基準や内容を遵守し、**適切な内容にて教育・保育をしている幼保の現状を  
完全に一本化する事は、これは大きく保護者の価値観や利益に対し、大きな打撃を与えてしまう事が考えられます。**
- 現状の幼保連携においては、まだ幼保の制度が2本あるため、幼稚園側には幼児教育のカリキュラム(お弁当の日や、  
積極的な平日の保育参観)を望み、幼稚園入園をしている1号児・2号児がいます。また、家庭状況や生活スタイルな  
どを背景に保育園のカリキュラム(お弁当の日撤廃、平日行事の負担減、制服の負担減)が適すると判断し、保育園入  
園をしている2号児がいます。そのように、繊細なる保護者の状況やニーズに応じつつ、教育部分の連携をスムーズに  
行うことが可能となりました。1本化すると、双方の保護者が望んで入った形態を双方とも変えなければなりません。  
保護者や家庭の状況やニーズに応じ、**幼稚園型の認定こども園を選ぶか、または保育園を継承しつつの認定こども園  
を選ぶか、幼保それぞれの派生を大きく変えないまま保護者の選択肢を残す方が、多くのご家庭に対し、適切な教  
育・保育の提供を混乱なく維持できると考えます。**
- 従来の幼稚園型の内容を重視しつつ、長時間保育環境を拡充し、1号2号の受け入れをする「幼稚園型認定こども園」  
と、従来の保育園型の内容を尊重しつつ、教育環境の拡充し、2号の受け入れを可能とする「幼保連携型認定こども  
園」の併設形態が、しばらくは適切と考えます。異なる制度下にて入園形態を分けられていたが故、カリキュラムも、制  
服も、体操着も、これまでの保護者負担も、保護者の望む環境も、全てが異なります。新制度移行とともに順次行う、  
**保護者負担の平等化、2号児施設の統合、カリキュラムの連携、物品の連携など推し進めたのちに1本化が望ましいと  
思われます。**
- 園児募集他、諸手続きの問題に関しても、上記の併設型であれば、時期の違いなどの問題もなくなると思われます。  
(幼稚園は従来通り。新幼保連携型認定こども園は認定を受けたのち。)
- 新制度に関しては画期的な制度だと思う中、歴史や文化など相違がある幼保の現状を穏やかに連携を進め一本化  
を可能とする本案が、**全ての保護者のニーズに対応しつつ、保護者の混乱のみならず、現場での様々な矛盾や混乱を  
回避できると考えています。**
- まずは、学園内での幼保の連携への可能性の追求と実現。実は建物を別とした幼保の構成は、近隣園ごとの連携の  
縮図でもあります。その構成を元にした連携システムの模索は、この先学園内に留まらず、市域全体での未就学児の  
連携にも応用できるとの狙いもありました。個別での機能も可能とした幼稚園と保育園による連携への歩みと、この先  
への慎重な計画の価値と可能性をお汲み取り頂き、真の幼保連携の構築と実現に向けて、適切なるご対応をお願い  
したいと思っております。

### 「具体的な移行計画」(資料2を参照)

「幼保連携型認定こども園」(旧制度) → 「幼稚園型認定こども園」+「新幼保連携型認定こども園」



利用時間に応じた保護者負担の実現、カリキュラムや教材・制服等の調整を経たのち  
公定価格単価の是正、施設給付運営費等の改善がされたのち状況を見つつ



幼稚園と保育所を一本化した「幼保連携型認定こども園」

- メリットは、まず何より幼保相互の機能を高めつつ、保護者・子どものあり方に混乱を生じさせない移行案である事。
- かつ、既存計画にある幼稚園舎建替えを、2号児の定員増、しかも、3号児の定員増にまで結びつけることが出来る事。
- 都内の認定こども園の認可件数を増し、政策の普及を後押しに協力することが出来る事。
- 経営上の理由による保護者負担の増額も抑えられること。

当園保護者会での意見交換会でも、この案は幼籍保籍両方において、極めて好評でした。  
地域や施設の実情に即した移行という観点からも、有効かつ適切な移行案だと提案させていただきます。

※補足ですが、新制度移行後の公定価格仮単価に基づいた運営費の変化についても、ご報告させていただきます。

下記表をご参照頂いてもお分りの通り、予定されている幼稚園園舎の建替えはおろか、保育園舎の建設費の返済も不可能になります。そのうえ、適切な運営や施設の存続さえ困難と感じられる下記施設給付の試算に対しての現状も、ぜひ把握して頂き、私たち施設を管轄する立場でもある上での、国の制度設計に対しての都としての働き、また、東京都独自のご対応についても、ご一考いただきたく思います。

平成 26 年度予算収入 (帰属収入より実費徴収すべきものを除く)	
¥303,210,000 (幼保合計)	
¥159,790,000 (幼稚園)	¥143,420,000 (保育所)

平成 27 年度試算 (幼保連携)
¥213,749,024 ※¥89,460,976 の減収 保護者の上乗せ徴収額 = ¥20,258

平成 27 年度試算 (幼保を分けた場合)	
¥146,112,928 (幼稚園型認定こども園) ※¥13,677,072 の減収 保護者の上乗せ徴収必要額 = ¥4,253	¥101,786,440 (新幼保連携型認定こども園) ※¥41,633,560 の減収 保護者の上乗せ徴収必要額 = ¥34,695
¥247,899,368 (幼保合計) ※¥55,310,632 の減収	

※試算根拠は別紙参照(資料3・試算対比表)(資料4・対比根拠書類)

- 新制度に対しては、その内容の整備だけで、非常に画期的な制度改革かと前向きにとらえ、平素より努力をしています。加えまして、幼保連携は、全ての施設を見据えた上で、ひじょうに効果を発揮できる未就学児の施設形態だという事も、実際の運営において評価しているところでもあります。ただその中で、まず、**現行の幼保連携を分断したほうが運営費が確保されること自体、幼保連携を推進してきた制度下においては大きな矛盾が生じていると感じます。**

いかがなものでしょうか？